

長野県公共交通活性化協議会設置要綱

(平成 13 年 9 月 19 日長野県 13 交第 28 号)

(目的)

第 1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、長野県地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施等に関する協議を行い、長野県内の公共交通機関の活性化及び生活交通の確保を図ることを目的として、長野県公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり及びその他の生活交通のあり方一般に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第 3 協議会の委員は、別記に掲げる団体が推薦する者及び学識経験者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 協議会に会長及び副会長を置き、会長には長野県企画振興部が推薦する者を、副会長には会長が指名する者をもってあてる。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

(専門部会)

第 6 公共交通に係る専門的事項を協議するため、協議会に専門部会を設置することができるものとする。

- 2 専門部会における決定事項は、会長の承認をもって協議会の決定とすることができるものとする。この場合において、協議会は、速やかに報告を受けるものとする。
- 3 専門部会に関する事項は、別に定める。

(地域別部会)

第7 協議会における協議を円滑に行うため、広域市町村圏単位で地域別部会を設置するものとする。

2 地域別部会は、各地域内の公共交通に係る諸課題について協議するとともに、協議会に対し必要な提言を行うものとする。

3 各地域における生活交通確保の上で必要な場合は、会長は地域別部会における協議を要請することができるものとする。

4 地域別部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、長野県企画振興部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第10 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年6月6日から施行する。

(長野県交通問題懇話会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 長野県交通問題懇話会設置要綱(昭和55年7月15日)

(2) 地域交通問題懇話会設置要綱(昭和56年4月1日)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 23 年 10 月 17 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。

(別 記)

要綱第 3 の団体

構成団体

国土交通省北陸信越運輸局
国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所
長野県企画振興部
長野県建設部
長野県警察本部
代表市町村
東日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
しなの鉄道株式会社
長野電鉄株式会社
アルピコ交通株式会社
上田電鉄株式会社
公益社団法人長野県バス協会
長電バス株式会社
上田バス株式会社
千曲バス株式会社
信南交通株式会社
伊那バス株式会社
おんたけ交通株式会社
ジェイアールバス関東株式会社
一般社団法人長野県タクシー協会
桜観光タクシー株式会社
松葉タクシー有限会社
美勢タクシー株式会社
諏訪交通株式会社
長野県私鉄労働組合連合会
一般財団法人長野県シニアクラブ連合会
長野県高等学校 PTA 連合会